

令和8年度 県内全市町村で運営する助け合いの制度

県民交通災害共済

加入
受付中

茨城県民であれば **どなた** でも加入できます

〔共済期間〕

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※令和8年4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日から令和9年3月31日まで



見舞金をお支払いします!

交通事故で死傷した方に

通院〔入院〕

3日目から!

一般 年会費

900円

中学生以下500円

※令和8年4月1日現在で
中学生以下の方

途中加入の場合9月30日以降半額

最高で 見舞金

100万円 **死亡**

死亡見舞金 100万円
傷害見舞金 2~30万円
身障見舞金 50万円

県民交通災害共済制度のご案内

県民交通災害共済は、茨城県全市町村が共同で運営しており、住民の方であれば年齢制限なくどなたでも加入することができます。会員が交通事故により怪我や死亡等の災害に遭われた場合に見舞金をお支払いする相互共済制度です。会員になることで交通安全の意識を一層高めるとともに、万が一の交通事故に備えてご家族みんなで加入しましょう。

加入できる方

茨城県内の市町村に住民登録されている方であれば、年齢・健康状態を問わず、どなたでもご加入いただけます。

会費について (年間)

900円(中学生以下500円) ※9月30日以降に申込まれた方は半額となります。

申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて居住地の市役所・町村役場等にお申込み下さい。団体で加入する方法もありますので、市役所・町村役場にご相談下さい。
※年度途中からでも、随時加入することができます。

対象となる 交通事故

①自動車、バイク、自転車等、車両運転中及び乗車中における事故(転倒含む)

②歩行中に走行中の車両と接触した等の事故

※上記交通事故の発生場所は、国内の道路上での事故が対象となります。

※加入期間中の事故が対象となります。

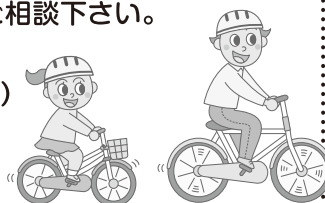
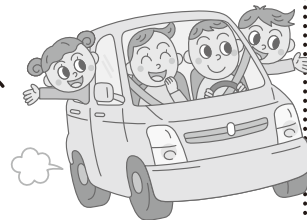
請求期限

事故日の翌日から起算して**2年以内**となります。

※請求期間経過後の請求は、無効になります。

交通事故に あったら

すぐに警察署に届け出て、交通事故証明書を交付してもらるようにして下さい。



県民交通災害共済Q&A

Q 自転車の運転中に転倒して怪我をした場合、見舞金の対象になりますか？

A 道路上で自転車運転中の転倒により怪我をした場合は対象となります。ただし、自転車を押して歩いていた場合は、法律上、歩行者扱いとなるため、対象にはなりません。

※自転車の事故でも、警察に届出をすれば交通事故証明書の交付を受けることができます。交通事故証明書がないときは、過去3年の共済年度以降2回以上給付を受けている場合を除いて、申立書により見舞金は請求できますが、最高3万円(9等級)までとなります。

Q 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した場合はどうなりますか？

A 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した後でも、共済期間の満了までは有効となります。交通事故により怪我をした場合の請求手続きは、加入された市役所・町村役場が窓口になりますのでご注意ください。

請求の 流れ



今年度から必要な提出書類に一部変更があります！

・令和5年度(R5.4.1)以降に本共済制度による共済見舞金を2回以上受給されたことがある会員が、今回共済期間中に請求される場合には、交通事故証明書 と 医師の診断書 の提出が必須となります。

見舞金請求 手続きについて

下記の書類と印鑑を持って、ご加入いただいた市町村窓口で請求して下さい。

①会員証【受傷時、加入していたことがわかるもの】

②運転免許証【免許の必要な車両を運転中の事故のとき】

③交通事故証明書【自動車安全運転センター所長発行のもの】

※この事故証明書(受傷した会員の氏名が記載されているもの)が提出できないときは、過去3年の共済年度以降2回以上給付を受けている場合を除いて、「申立書」により請求することが可能ですが、見舞金は最高3万円までの給付となります。

④所定の診断書(施術証明書)

※診断書の用紙は市役所又は町村役場にあります。

※所定の診断書の内容を満たす診断書でも認められる場合があるので、市町村担当窓口にお問い合わせください。

※医師による診断書、柔道整復師・鍼灸師による施術証明書が必要です。事故当初の加療見込の診断書は使用できません。

※同日に通院日又は入院日が重複しているときは、1日として計算されます。

※過去3年の共済年度以降既に2回以上給付を受けている場合は、医師による診断書が必要となります。

⑤委任状

【受傷者(未成年者(18歳未満)の場合は親権者)以外の方が請求する際は委任状が必要です。】
※上記の書類のほか必要と認める書類の提出を求める場合があります。

見舞金に ついて

治療期間(初診日から中止の日又は治癒した日までの期間)のうち、治療実日数(入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数)により災害の等級を決定します。

※共済見舞金は、その災害の等級に応じて給付します。

※身障見舞金は、共済見舞金の給付を受けた会員がその交通事故が原因で、身体障害者障害程度等級表1級又は2級の障害を残すことになった場合に給付します。

等級	災 害 区 分	見 舞 金 額
1	死 亡	100万円
2	治療実日数181以上の傷害	30万円
3	治療実日数151以上の傷害	25万円
4	治療実日数121以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3以上の傷害	2万円
身障	身体障害 1級・2級該当	50万円